

第13章 特別支援教育

1 インクルーシブ教育システムの構築

(1) 特別支援教育の理念

学校教育法等の改正により、平成19年度から特別支援教育が制度化された。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

対象は視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)のある幼児児童生徒である。

平成19年度以前の特殊教育において盲学校・聾学校・養護学校※1や特殊学級に在籍する幼児児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒に限定されていたが、特別支援教育においては、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

特別支援教育の推進のためには、校(園)内体制を整備するとともに、地域における支援ネットワークを構築し、活用することが必要である。自立と社会参加に向けて、生涯にわたる一人一人のライフステージに応じた支援が大切であり、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関による連携が重要である。そこで、特別支援学校が地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことが期待されており、それぞれの地域で特別支援学校と連携した支援ネットワークの整備が進められている。

学校教育においては、障害に対する偏見をなくし、正しい理解を進め、一人一

人の個性と尊厳を認め、社会の一員として共に学び育つ仲間であるという意識を、教育活動全体を通じて育てることが重要である。

そのためには、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の推進が重要であることを、全校の教職員、保護者、地域とで共通理解し、信頼される学校づくりをより一層推進することが大切である。

※1 学校教育法等の一部改正により、従来の盲・聾・養護学校の制度から複数の障害種を教育の対象とすることができる特別支援学校の制度に転換した。

(2) インクルーシブ教育システムの理念

平成19年にわが国が署名した「障害者の権利に関する条約」への対応に向け、平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が公表された。また、平成25年9月1日に学校教育法施行令が一部改正され、文部科学省では、インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育を推進している。

インクルーシブ教育システムの構築にあたっては、「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。」

「小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要であ

る。」とされており、特別支援教育の一層の推進が求められている。

また、「障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであるが、その場合には、それぞれの子どもが授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。」としている。

各学校では、このシステムの下、「合理的配慮」の提供が必要とされ、平成28度から法的に義務付けられることになった※2。「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと」である。障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされている。

なお、「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。また、その内容については、「個別の教育支援計画」に明記することが重要である。

「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基

礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。

※2 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」平成25年6月に公布され、平成28年4月に施行。この法律において、国、地方公共団体等(学校を含む)及び民間事業者障害を理由とした差別的取扱いが禁止されるとともに、国、地方公共団体等(学校を含む)に対して、「合理的配慮」の提供が義務づけられた。(民間事業者においても、令和3年5月改正「障害者差別解消法」の成立により、今後は義務となる。)

(3) これまでの経緯

障害者基本法、障害者総合支援法、バリアフリー新法、発達障害者支援法、教育基本法、学校教育法等法令の制定や一部改正により、福祉制度、教育制度面における大きな変革が見られ、障害のある人々が地域で共に学び暮らし、社会参加し、自立的な生活ができるよう環境面の整備が進められている。平成25年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布、平成28年4月1日に施行された。この法律の制定により、わが国が平成19年に署名した「障害者の権利に関する条約」の批准のための環境が整い、平成26年1月の批准に至っている。

千葉県では、国に先駆けて「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を策定し、平成19年7月に施行している。

(4) 特別支援教育を行うための体制整備

特別支援教育の推進のためには、校長や園長のリーダーシップの下、全校(園)的な支援体制を確立し、組織的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、ニーズに応じた適切な指導及び支援方策を探ることが求められる。

ア 校(園)内委員会

各校(園)において、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の実

態と教育的ニーズを把握し、より適切な支援方策の検討等を行う。

イ 特別支援教育コーディネーター

各校(園)における特別支援教育の推進役として校(園)内委員会や校(園)内研修の企画運営、校(園)内の関係者や関係諸機関との連絡調整、保護者の相談窓口等の様々な役割を担う。

ウ 個別の教育支援計画、個別の指導計画

「個別の教育支援計画」は、乳幼児期から学校卒業までを通じて、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携協力し、一貫した支援を行うために作成する計画である。

「個別の指導計画」は、小・中学校等の教育課程において、幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画のことである。

全ての特別支援学校、特別支援学級に在籍する幼児児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒については、

「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成することとなり、効果的な活用が求められている。また、通常の学級に在籍する障害のある幼児児童生徒については、関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うために、「個別の教育支援計画」を作成することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個別の実態を的確に把握し、「個別の指導計画」を作成することにも努めるものとする。

エ 地域における支援体制

多くの市町村で「特別支援教育連携協議会」を設置したり、小・中学校等への支援として巡回相談を実施したりするなど、支援体制の整備、特別支援教育の推進に努めている。また、特別支援学校によるセンター的機能を発揮

した地域の小・中学校等への支援が活発に行われており、地域における支援体制の整備が進んでいる。

(5) 様々な施策における特別支援教育の推進

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて一人一人のライフステージに応じた支援とネットワークの構築を目指し、5年間の特別支援教育の推進に関する基本的な計画として平成29年10月に策定した「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」の基本的な考え方を引き継ぎ、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間として「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定した。

<基本的な考え方>

— 一人一人が輝く共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進 —

- ・障害の有無に関わらず、誰もがその能力を發揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築の基礎を培う教育の実現を目指します。
- ・障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場と切れ目ない支援の充実を図り、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばす教育の実現を目指します。
- ・障害のある幼児児童生徒が、地域社会の一員として積極的に活動し、豊かに生きることが出来る教育の実現を目指します。
- ・障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が可能な限り共に学ぶ体制の充実を図り、相互に理解を深める教育の実現を目指します。

<重点的な取組>

- ①障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実
- ②特別支援学校の整備と機能の充実
- ③ICTの利活用による教育の質の向上
- ④卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実
- ⑤特別支援教育に関する教員の専門性の向上

令和4年度に策定された「新しい千葉の時代を切り開く(千葉県総合計画)」※₃では、主な取組の一つとして「共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」が示されている。

また、令和7年3月に策定された「第4期千葉県教育振興基本計画」※₄の中の基本目標1「子供たちの自信を育む教育の土台づくり」において、施策「3 共生社会の形成に向けた特別推進教育の推進」が示されている。

※3 「新しい千葉の時代を切り拓く(千葉県総合計画)」：令和4年度～令和6年度で取り組む政策・施策を示す新たな総合計画。

※4 「第4期千葉県教育振興基本計画」：5年間(令和7年度～11年度)に実施する重点的・計画的な取組

2 幼児期における特別支援教育

幼児期における特別支援教育の推進に当たっては、早期から教育相談支援を充実させることが大切である。それぞれの地域で教育、医療、保健、福祉等の関係機関の連携協力による相談支援ネットワークの整備が進められている。

また、幼稚園等においては、特別支援教育コーディネーターを分掌に位置付け、園内の支援体制を整えるとともに、専門的な立場からの助言・支援を得るため、地域の特別支援学校や発達支援センター等との連携を図る必要がある。

就学前の幼児に対しては、適切な教育支援を行うために、関係機関との連携の下に作成した「個別の教育支援計画」を活用し、教育的ニーズや保護者の意向を就学先の決定に反映できるように配慮することが大切である。

3 小・中学校等における特別支援教育

小・中学校等段階における特別支援教育の推進にあたっては、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターが推進役

となって、通常の学級の担任、特別支援学級の担任、通級による指導の担当教員、養護教諭はじめ全教職員が一丸となって全校的な体制で取り組むことが重要である。

(1) 特別支援学級

特別支援学級は、学校教育法第81条に基づいて、小・中学校等に必要に応じて設けられている特別に編制された少人数の学級であり、障害種に応じて知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級が設置されている。

ア 知的障害特別支援学級

知的発達の遅れにより、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応に困難さがある児童生徒を対象とする。

イ 肢体不自由特別支援学級

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある児童生徒を対象とする。

ウ 病弱・身体虚弱特別支援学級

慢性の呼吸器疾患その他の疾患の状態で医療又は生活の管理を必要とする程度の児童生徒及び身体虚弱の状態で持続的に生活の管理を必要とする程度の児童生徒を対象とする。

エ 弱視特別支援学級

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の児童生徒を対象とする。

オ 難聴特別支援学級

補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度の児童生徒を対象とする。

カ 言語障害特別支援学級

発音の誤り(構音障害)、吃音等の話し言葉のリズムの障害、言語機能の基礎的発達に遅れのある児童生徒を対象とする。

キ 自閉症・情緒障害特別支援学級

自閉症等により他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難な程度の児童生徒、また選択性かん黙等のため社会生活への適応が困難な児童生徒を対象とする。

なお、特別支援学級で特別の教育課程を編成した場合、教科書については、必要に応じて、下学年の検定済教科書、文部科学省著作教科書（特別支援学級用）または、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を使用することが可能である。

(2) 通級による指導

通級による指導は、平成5年度から施されている特別支援教育の一形態である。小・中学校等の通常の学級に在籍している言語障害、自閉症・情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由、病弱・身体虚弱等のある児童生徒を対象とし、各教科等の指導は在籍の学級で行いながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な指導の場(通級指導教室)で行う。特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるが、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服が目的であり、単に教科の遅れを補充するための指導ではないことに留意が必要である。

(3) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導・支援

発達障害を含む障害のある児童生徒に対して、学級担任を中心に学習環境の整備、教材や学習グループの工夫等に配慮しながら、個別に適切な指導・必要な支援を行うことが必要である。

また、学級担任等だけでなく、必要に応じてティーム・ティーチングによる小

集団・個別の指導・支援、特別支援学級担任による指導・支援、特別支援教育支援員やボランティアの活用等、全校体制での指導・支援の方策を検討することが重要である。こうした指導・支援の方策を含め、「合理的配慮」等を検討する場が校内委員会である。

個々の児童生徒の教育的ニーズを明らかにし、学級担任の指導・支援の方策を具現化すること、必要に応じて、保護者や校内関係者、校外の関係者と連携して「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、関係者の協力の下に指導・支援に当たることが大切である。

前述のとおり「個別の教育支援計画」を作成する際には、発達の段階を考慮しつつ、本人・保護者と「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定するとともに、その内容を「個別の教育支援計画」に明記することが重要である。また、計画に基づき実施した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことも重要である。

小・中学校の改訂学習指導要領(平成29年3月31日公示)では、総則や各教科等の「指導計画の作成と内容の取扱い」に以下のように示されている。

- ・特別支援学級における特別の教育課程においては、自立活動を取り入れること
- ・各教科の目標や内容を下学年のものに替えたり、各教科を知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること
- ・通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合は自立活動の内容を参考とすること
- ・通常の学級に在籍する障害のある児童生徒などについては、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成

し、活用に努めることに加えて、特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒には2つの計画を作成し、効果的に活用すること

- ・障害者理解、心のバリアフリーのための交流及び共同学習を推進すること
- ・全ての教科等において、障害のある児童生徒が、各教科等の学習活動を行う場合に生じる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての例を具体的に示していくこと

このように、これまで以上に特別支援教育の重要性が示されている。通常の学級の担任も含め、全ての教職員が学習指導要領の趣旨を踏まえ、一人一人に応じた特別支援教育の推進を図っていくことが求められている。

4 高等学校等における特別支援教育

高等学校等における特別支援教育の推進にあたっては、障害のある生徒などが在籍している状況を踏まえ、生徒の障害の特性や学びにくさ等の個々の状況を的確に把握し、学習面や対人関係のつまずきに対して適切な指導・必要な支援が行えるよう配慮する必要がある。そこで、高等学校等においても校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターが推進役となり、校内支援体制づくりを進めている。

また、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し活用することに努めるものとし、特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用するものとしている。

生徒の障害の特性や個々の状況の的確な把握、障害の理解や支援方法等に関して、特別支援アドバイザー、特別支援教育専門家チームや地域の特別支援学校の特別支援教育コー

ディネーター等、専門性を有する人からの助言を得ることも必要である。また、卒業後の自立と社会参加に向けた進路指導を充実させる必要があり、関係機関との連携による「個別の教育支援計画」が引き継ぎには重要な役割を担うこととなる。高等学校等においても、「合理的配慮」については、合意形成を図った上で決定されるとともに、その内容を「個別の教育支援計画」に明記することが重要である。

平成24年度からは、生活全般の介助等特別な支援を必要とする生徒に対して、高等学校に特別支援教育支援員を配置している。

さらに、平成30年度からは、通級による指導が開始され、県内では令和6年度14校で実施している※5。

※5 高等学校及び中等教育学校についても、通級による指導においては、障害に応じた特別の指導を行う必要がある場合には、特別の教育課程によることができる。教育課程の特例となることから、教育課程の編成権を有する各学校の校長が、対象となる生徒の実態把握等を適切に行ったうえで判断する。

5 特別支援学校における特別支援教育

特別支援教育の制度化以降、特別支援学校は複数の障害種に対応することが可能となった。さらに学校教育法第73条において、各特別支援学校が対象とする障害種を明らかにすることとされている。本県においても学校教育法施行令第22条の3に規定する障害区分に応じて、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の教育を行う特別支援学校として区分している。県内には44の特別支援学校〔国立大学附属2校、県立37校、市立5校〕がある。

そのうち、県立特別支援学校10校(袖ヶ浦、矢切、柏、野田、栄、銚子、大網白里、長生、安房、君津)を複数の障害種に対応する特別支援学校として位置付けている。また、7校(千葉颯、桜が丘、袖ヶ浦、松戸、千葉盲、銚子、東金)に寄宿舎が設置されている。

特別支援学校の教科書については、小・中・高等学校の検定済教科書以外に、障害の状態や発達の段階等に応じて、文部科学省著作教科書(特別支援学校用)や、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書も使用される。

(1) 視覚障害者を教育する特別支援学校

県立千葉盲学校においては、早期教育の重要性の観点から幼稚部が設置されている。高等部には普通科と専門学科(保健理療科、総合生活科)が設置されている。また視覚障害者への自立支援のための職業教育の観点から、高等部専攻科(理療科、保健理療科)が設置されている。全盲児に対しては、触察や音、臭い等を活用した指導及び点字指導、弱視児に対しては、弱視レンズ等を使用し、保有する視覚を最大限活用した指導を行っている。また、通学区域が全県にわたるため寄宿舎が設置されている。

(2) 聴覚障害者を教育する特別支援学校

県立千葉聾学校と筑波大学附属聴覚特別支援学校には、幼稚部から高等部専攻科まであり、寄宿舎も設置されている。また、県立安房特別支援学校館山聾分校には幼稚部が設置されている。教育課程では、各教科の学習内容の習得の他、補聴器の装着、豊かなコミュニケーション活動や話し言葉の獲得を通しての言語力の向上、発達段階に応じた指文字や手話等の習得を目標に編成されている。県立千葉聾学校の高等部には、普通科と専門学科(理容科、産業技術科)、専攻科(理容科)が設置されている。筑波大学附属聴覚特別支援学校の高等部には、普通科と専攻科(造形芸術科、ビジネス情報科、歯科技工科)が設置されている。

(3) 知的障害者を教育する特別支援学校

知的障害の教育を行う特別支援学校は、県内44校中36校あり、5つの障害区分の中で最も多い。

教育課程は、各教科、領域ごとの教育、各教科等を合わせた指導による教育(生活単元学習や作業学習等)、自立活動を主とした教育等、児童生徒の障害の状態等に応じて、様々な指導形態がとられている。多くの学校が、小学部、中学部、高等部を設置しているが、高等部単独の県立特別支援学校として、平成9年4月に県内で初めて専門学科を置く流山高等学園が開校した。以降、知的障害の特別支援学校においては、自立を目指した職業教育の充実が課題となり、中学校卒業生の高等部進学が増加していたことから、高等学校の使用していない教室等を活用し、高等部の本校、分校、分教室の開設に取り組んできた。ここでは、専門学科や普通科職業コースを置いて、職業的自立を目指した教育を行っている。

また、平成20年4月に遠距離通学解消のため、県立学校では初めて、市立小学校内に特別支援学校の分教室(県立安房特別支援学校鴨川分教室)が開設された。さらに、児童生徒の増加による特別支援学校の教育環境の改善のため、平成27年度には、新たに5校の特別支援学校が開校し、平成29年4月に県立栄特別支援学校、令和4年4月に県立東葛の森特別支援学校を開校した。

(表) 知的障害の特別支援学校の開校・学部設置等

開校年度	学校名	設置学部
H20	安房特別支援学校鴨川分教室	小中
H21	柏特別支援学校流山分教室	高 (職)
H22	特別支援学校流山高等学園 第二キャンパス	高 (専)
	市原特別支援学校 つるまい風の丘分校	高 (専)
	我孫子特別支援学校清新分校	高 (職)
H24	特別支援学校市川大野高等学 園	高 (専)
	印旛特別支援学校さくら分校	高 (職)
H25	安房特別支援学校館山聾分校	高 (職)
H26	湖北特別支援学校	高
H27	湖北特別支援学校	高 (専)
	大網白里特別支援学校	小 中 高 (普職)
	習志野特別支援学校	小
	矢切特別支援学校	小中高
	飯高特別支援学校	小中高
H29	栄特別支援学校	小中高
R4	東葛の森特別支援学校	高

「分校」「分教室」等の表記がないものは本校
 高…高等部普通科
 高(職)…高等部普通科(職業コース)
 高(専)…高等部専門学科
 高(普職)…高等部普通科及び高等部普通科(職業
 コース)

(4) 肢体不自由者を教育する特別支援学校

肢体不自由のある児童生徒の障害の状態や発達段階に応じて「小・中学校、高等学校に準ずる教育課程」、「各教科等を合わせた指導を中心とする教育課程」、「自立活動を主とする教育課程」など多様な教育課程が編成されている。また、障害に基づく学習上又は生活上の困難の主体的な改善・克服を目的とした自立活動に力を入れている。自立活動の指導においては、身体の動きの改善を図ることやコミュニケーションの力を育てる指導などを行っている。

肢体不自由の特別支援学校では重度・重複障害の児童生徒の割合が高く、その

中には、痰の吸引などの医療的ケアを必要とする児童生徒もいることから医療との連携を大切にした教育を進めている。

なお、県立船橋特別支援学校の教育環境改善のために平成27年4月に県立船橋夏見特別支援学校を開校した。

(5) 病弱者を教育する特別支援学校

対象は、主に入院や病弱等の理由により生活規制が必要な児童生徒である。このうち、県立特別支援学校5校(仁戸名、袖ヶ浦、四街道、君津、安房)では、病院に院内学級が設置されているため、教員を派遣して教育を行っている。病弱の特別支援学校においては、病室内での学習が必要な場合も多く、学習環境の制限もあるため、病室と学校をパソコンやタブレットPC等の情報機器で接続して遠隔授業を実施するなど、療養中でも学習できる工夫を行っている。

なお、平成28年5月に、児童心理治療施設が県内に開所したことに伴い、この施設における児童生徒の教育の場として、同施設内に県立君津特別支援学校上総湊分教室を開校した。

6 特別支援学校に期待される役割・課題等

特別支援学校に期待される役割・課題としては、以下が挙げられる。

(1) 一人一人の障害の特性や状態、発達段階に応じた指導の推進

各校においては、障害区分、障害の状態や発達の段階等に応じて、多様な教育課程が編成されている。各教科・領域ごとの教育を基本とするが、障害の状態や発達段階、あるいは複数の障害を併せ有する場合などに対応して、各教科等を合わせて指導する形態をとったり、特別支

援学校学習指導要領に規定されている「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」により、教科の一部又は全部を自立活動などに替えたりする場合がある。また、日常的に痰の吸引、経管による栄養剤の注入等の行為を看護師と教員が連携・協働して行う「医療的ケア」が、令和5年度は30校で実施され、学習時間の確保、健康の保持・増進などの成果が報告されている。

(2) 在籍する幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化への対応

特別支援学校は障害の状態等に応じて、通学して教育を受けることが困難な幼児児童生徒に対して、学校から家庭や施設、医療機関に教員を派遣して教育を行う訪問教育や疾病により療養中のために、病院内に設置した学級での指導を行う場合もある。

(3) 地域における特別支援教育のセンターとしての役割※6

特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことが学習指導要領に規定されている。具体例としては、以下のとおりである。

- ア 小・中学校等の教員への支援
- イ 特別支援教育等に関する相談・情報提供
- ウ 障害のある幼児児童生徒の指導・支援
- エ 医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整
- オ 小・中学校等の教員に対する研修への協力
- カ 障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供

各校においては、特別支援教育コーディネーターを複数指名したり、校務分掌に地域支援・教育相談等の部門を位置

付けたりするなど、地域における多様なニーズに対して全校体制で対応している。また、17校の特別支援学校において、「通級による指導」を実施している。

※6 学校教育法第74条の規定に基づき幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校に在籍する教育上特別の支援が必要な幼児児童生徒の教育について、助言援助すること。

(4) 自立と社会参加に向けたキャリア教育の充実

キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習（探究）の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校教育活動全体を通じて必要な資質・能力を図っていく取組が重要である。

また、児童生徒に将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させ、キャリア発達を促すものであることから、実施に当たっては、幅広い地域住民等と目標やビジョンを共有し、連携・協働して児童生徒を育てていくことが求められる。

7 学校と教員の専門性の維持・向上

特別支援教育では、それぞれの学校（園）がその役割に応じて、校（園）内体制を整え、特別支援教育に関する専門性を向上させていく必要がある。そのためには、特別支援教育を担う教員の専門性の維持・向上を図るとともに、全ての教職員が特別支援教育に関する基礎的事項を身に付けることが求められ、教育センターや各学校（園）における特別支援教育に関する研修会を充実させ、教職員一人一人の専門性の向上を図っていくことが必要である。そのため、特別支援教育に関する研修については、研修内容を精選し、特別支援学校を会場にして行う基礎的な研修や、県総

合教育センターで行うより専門的な研修など、ニーズに合わせた実施方法や在り方について工夫している。また、県総合教育センターで行う、全公立学校の管理職や中堅層等の教員、初任者教員などを対象とした悉皆研修において、特別支援教育についての内容が取り入れられ、全ての教員の理解推進が図られている。

さらに、各特別支援学校が年間を通じて自主的に行う研修についても、地域の小・中学校等に案内したり、各学校間の研修の相互乗り入れをしたりするなど、指導力の向上を目指し主体的に取り組んでいる。教員の専門性の維持・向上については、一人一人が教員としての使命を自覚し、高い研修意欲を持ち続け、自らが継続的に研修に参加する姿勢が望まれる。